

議案第7号

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の
改正に伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年南風原町条例第16号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

| | |
|--|--------------------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 |
| 乳幼児に対する健康診査 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

第23条第2項中「国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定により沖縄県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格し、かつ、同条第8項において準用する法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。）を含む。」を「沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは沖縄県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。